

第 7 回専門部会(9/25)での検討の論点及び主な意見

事務局から実際の危険度 3 の特定空家等の指導状況の報告を受け、委員から今後のルール化検討に向け、主に次の 3 つの論点についてご意見を頂いた。

検討の論点 1 : ルール化する期間の起算日について

(意見)

- ・ 勧告までの期間のルールの起算日について、明確化できるよう検討すること。
- ・ 危険度判定が指導途中で危険度 3 に変更された物件にも対応可能とすること。

(対応案)

⇒日付が明確で、判定が危険度 3 に変更された物件へも対応できる判定日（危険度 3）を起算日とした。

検討の論点 2 : ルール化の期間の設定について

(意見)

- ・ 期間については、工事の見積もり等にも時間がかかることを考慮すること。
- ・ 周辺で特定空家等に不安を感じる市民の立場で考えると少しでも短くする視点も忘れないこと。

(対応案)

⇒市民感情を考慮しつつも、実行可能な個々の標準指導期間に基づき期間を定めた。

(意見)

- ・ 勧告までの残り期間がイメージできるように指導の回数によって用紙の色を変えるなど、ルール化の是正効果を上げられる工夫をすること。

(対応案)

⇒ルールに基づく指導の実務を進める段階で、是正効果を上げる手法について検討を行う。

検討の論点 3 : ルールの適用外の想定について

(意見)

- ・ 実際の危険特定空家等の個別事情の中では、「疾患等により所有者に意思能力があると認められない場合」や「除却工事契約を締結している等、是正への意思表示が明確な場合」がルール適用外とするのが適当と想定される。
- ・ 市有地の不法占拠物件については、別途のルール化で対応すべき。

(対応案)

⇒必要に応じて、市有地の不法占拠物件について、別途ルール化を行う。